

東京都北区立志茂ゆりの木公園における管理に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）、志茂四丁目町会（以下「乙」という。）、志茂五水門自治会（以下「丙」という。）及び志茂まちづくり協議会（以下「丁」という。）は、東京都北区立志茂ゆりの木公園の良好なる環境を保ち、地域住民の防災意識の向上を図るため、乙及び丙が自主的に行う管理に関し、次のとおり協定する。

（対象）

第1条 この協定の対象となる公園（以下「公園」という。）は次のとおりとする。

東京都北区立志茂ゆりの木公園（住居表示：北区志茂五丁目18番）

（自主管理内容等）

第2条 次に掲げる自主管理のうち（1）及び（2）については乙が行い、（3）、（4）及び（5）については乙及び丙が行う。

- （1）公園内の清掃を行う。
- （2）公園内で収集したごみの分別を行い、指定箇所へ集積する。
- （3）公園施設、樹木等の損傷を発見したとき、又は公園利用者に事故が生じた時は、速やかに甲に連絡する。
- （4）東京都北区立志茂ゆりの木公園の門扉の鍵を適正に管理し、門扉の開閉を行う。
- （5）その他の活動内容で、甲が承認したもの。

（門扉の開閉）

第3条 前条（4）の門扉の開閉は、乙及び丙の相互協力により行うものとする。

- 2 門扉の開閉時間は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。
- 3 日常的に閉門とする門扉は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。ただし、災害時等のため必要がある場合は開門することができる。

（協定の期間）

第4条 協定期間は下記のとおりとする。

自 協定締結の日から

至 平成25年3月31日まで

ただし、協定期間終了前1箇月までに継続しない旨の申し出がない場合は、自動的に3年間延長するものとし、以降同様とする。

(協定の解除)

第5条 次の各号のいずれかに該当した場合、甲は前条の規定にかかわらずこの協定を解除することができる。

- (1) 乙、丙又は丁から解除の申し出があったとき。
- (2) 第2条又は第3条の履行が不相当と認められるとき。
- (3) 本協定の継続が不可能と認められるとき。

(その他)

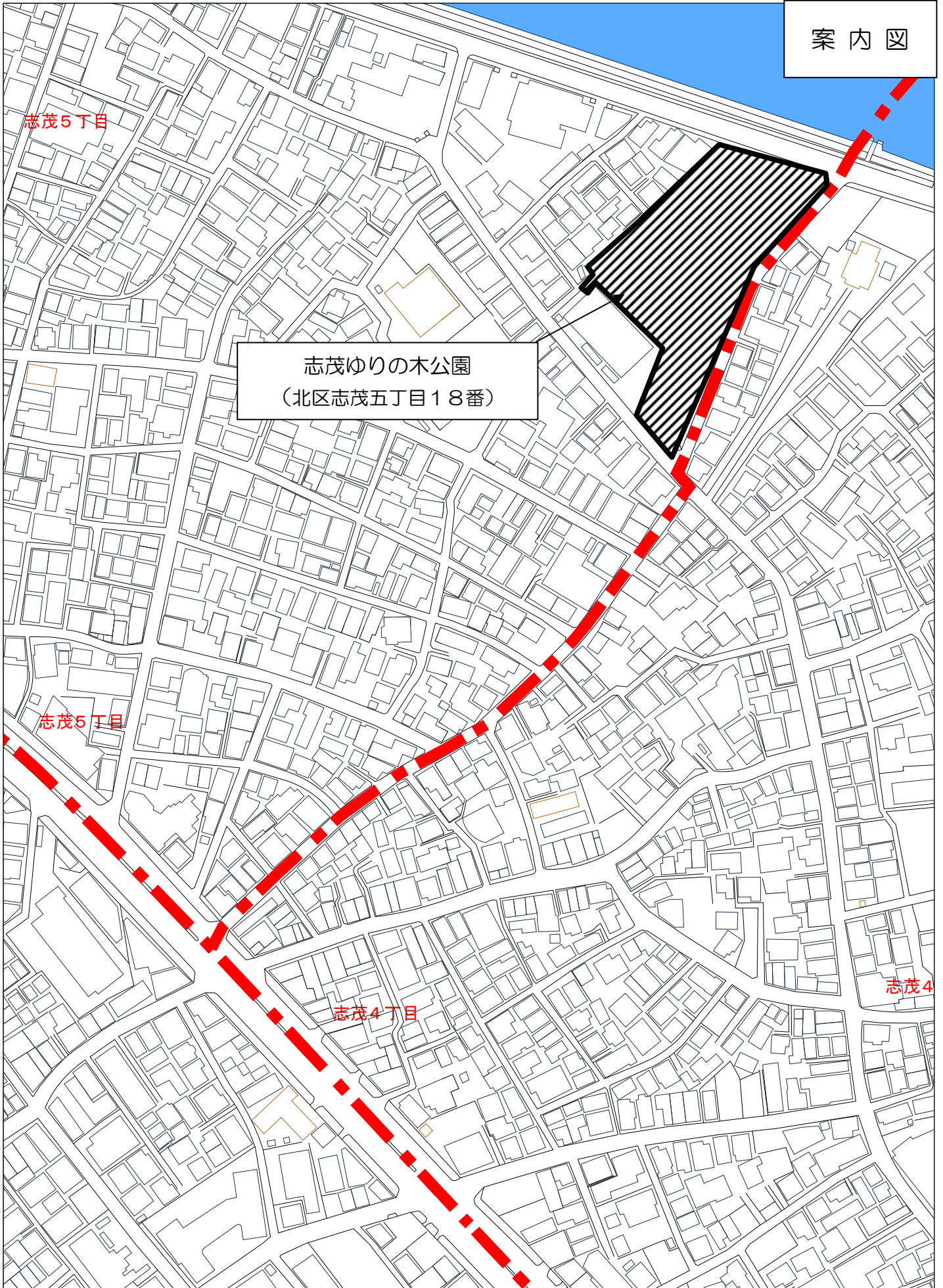
第6条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙、丙及び丁で協議して定める。

この協定の証として、本書4通作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ記名押印の上、その1通を各自保有するものとする。

平成22年 5月 8日



案内図



1. 門扉の開閉時間について

協定書第3条第2項の門扉の開閉時間については、下記のとおりとする。

4月～9月「朝8時～夕方6時（夕焼けチャイム）」

10月～3月「朝8時～夕方4時30分（夕焼けチャイム）」

2. 閉門位置について

協定書第3条第3項の日常的に閉門とする門扉は、下図の①、②、⑤とする。

